

表1 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策体系図

Table with 4 columns: 基本理念, 基本方針, 基本目標1, 基本目標2, 基本目標3, 基本目標4. Each goal lists specific strategies (施策).

「計画」として策定して... 第8期(3年度~5年度)計画では、「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり」を基本理念とし、団塊の世代の方が75歳以上になる令和7年、高

介護給付費の財源構成

「計画」として策定して... 下の通り、「介護費用」のうち「介護給付費」は、被保険者が「サービス」や「ヘルプ」などのサービス提供事業所に支払う自己負担分(利用者負担額)の1割~3割を除いた介護保険で賄われ

表2 介護サービスの費用負担

Diagram showing the breakdown of costs for nursing services. Total cost is split into public (公費) and self-payment (自己負担). Public cost is further divided into national, prefectural, and municipal levels. Self-payment is split into insurance (介護保険料) and out-of-pocket (自己負担).

※1 介護サービスを利用した場合の自己負担分は、利用者の負担能力(所得等)により決まります(介護サービスに係る費用の1割~3割)。
※2 上記のほか、地域支援事業に係る費用(介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括センターの運営に係る費用等)にも介護保険料が充てられています。

表3 保険料の基準額の決め方

3年間に必要な介護サービスの総費用 × 65歳以上の方の負担分(23%) ÷ 市に住む65歳以上の方の人数

表5 第8期の所得段階別介護保険料

Table with 4 columns: 所得段階, 対象者, 保険料率, 保険料年額. Lists 15 income brackets and their corresponding insurance rates and annual costs.

※ ()内は低所得者に対する軽減を行う前の保険料率・保険料年額。
※ 土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いる。
※ 平成30年度税制改正(令和2年分以後の所得税等に適用される、給与所得控除額および公的年金等控除額の引き下げ)の影響により合計所得金額が上昇する場合は、その影響を除いた額を用いる。

第8期計画の策定

市では、高齢者福祉に関係する施策および介護保険事業を円滑かつ安定的に推進していくことを目的に、3年ごとに東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(以下「計画」として)を策定して

第8期計画期間の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、計画の策定に合わせて3年ごとに改定されます(算出方法は左下表参照)。第8期計画期間における基準月額(基準額)を12カ月で除した額は5,900円です。第7期の月額5,400円から500円の増額となります(基準月額5,900円の使い道は右下表の通り)。基準月額を基に所得段階ごとの保険料率を

今回の改定においても、介護給付費準備基金を取り崩すことで、保険料の急激な上昇を抑制しています。また、個々の被保険者の負担能力に応じた保険料を設定するため、所得段階数を第7期の13段階から

第8期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

3年度~5年度の施策の方向性や介護保険料、利用者負担などについて

介護保険制度

わが国の介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共通連帯の理念に基づき、要介護者やその家族などを社会全体で支援することを目的として、平成12年に創設されたもので、20年が経過しました。

第8期計画期間の介護保険料

年齢人口がピークを迎える令和22年を見据えた中長期的な視点に立ち、介護予防、自立支援・重度化防止の取り組みや地域包括ケアシステムの推進のための取り組みを、第7期に引き続き推進してまいります。本計画における施策体系については、左表1をご覧ください。また、第8期計画は、介護福祉課・市政情報コーナー(市役所1階)、東部・ひばりが丘・滝山・中央の各図書館のほか、市ホームページからもご覧いただけます。

① 介護保険料の増額要因

基準月額の上昇が要因として、高齢者人口の増加が挙げられます(下表6参照)。また、合わせて第8期計画期間では、これまで本市の地域区分(地域ごとに異なる人件費の格差を是正することを目的とした級地区区分)が、同じ北多摩北部圏域で最も低く設定されていましたが、4月からは同じ区分に見直しされ、これまでよりも「介護給付費」の見込み額が増えることも要因の一つです。

今後の市の取り組みについて

地域区分の見直しに伴う「介護給付費」見込み額の増額は、介護サービス従事者の処遇改善や介護人材不足の解消といった効果が期待されます。一方で、理論上、自己負担額も上がるため、被保険者の皆さんには、一定のご負担をお願いすることになります。市では、給付の適正化や事業者の支援・指導・連携の強化を通じてサービスの質の向上に引き続き努めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

介護保険の利用者負担額が変更

4月から、介護保険の利用者負担額(自己負担額)が変更となります。詳しくは、計画・保険料についてが介護福祉課係(☎470-7777)内線4910、4911、サービス・給付についてが同課介護サービス係(☎470-7750)へ。

表4 基準月額内訳

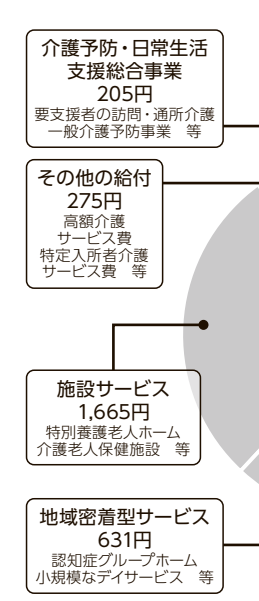


表6 高齢者人口の推移と介護給付費の推移

